

第 26 編 林 道 編

第 1 章 開 設

第 1 節 適 用

1. 適用工種

本章は、林道工事における道路土工、地盤改良工、工場製作工、路盤工、舗装工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工、落石雪害防止工、防護柵工、標識工、区画線工、縁石工（アスカーブ）、道路付属施設工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第 3 編第 2 章第 7 節地盤改良工、第 9 節構造物撤去工、第 10 節仮設工の規定による。

本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類、第 10 編第 1 章第 2 節及び第 2 章第 2 節による。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

日本林道協会 森林土木構造物標準設計 擁壁編 (平成 20 年 12 月)

日本治山治水協会・日本道路協会 森林土木木製構造物施工マニュアル

(毎年度刊行)

林野庁 林道技術基準

林野庁 林道規程

第 3 節 工場製作工

26-1-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、工場製作工として工場塗装工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

受注者は、工場制作工の施工については、下記の規定による。

(1) 工場製作については、第 10 編第 4 章第 3 節工場製作工の規定による。

(2) 工場塗装工については、第 3 編 3-2-12-11 工場塗装工の規定による。

第 4 節 道路土工

26-1-4-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、作業残土処理工、法面整形工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

本節に定めのない事項については、第1編第2章第4節道路土工の規定による。

3. 根株等の自然還元

受注者は、工事に伴い生ずる根株等を林地への自然還元として利用する場合は、根株等が雨水等により下流へ流出するおそれがなく安定した状態になるよう配置しなければならない。

なお、地形条件により根株等の安定が図れない場合は、処理方法を監督職員と**協議**しなければならない。

第5節 路盤工

26-1-5-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、路盤工として上置工、下置工、コンクリート路面工その他これらに類する工種について定める。

2. 有害物の除去

受注者は、路盤の施工に先立って、路床面又は下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。

3. 異常時の処置

受注者は、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

26-1-5-2 材 料

路盤工で使用する材料は第2編材料編の規定による。

26-1-5-3 上置工、下置工

1. 上置工、下置工の施工

受注者は、上置工、下置工の材料を、指定の厚さに敷ならさなければならない。

26-1-5-4 コンクリート路面工

コンクリート路面工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

第6節 舗装工

26-1-6-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、耐水処理工、コンクリート舗装工、その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

舗装工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。

第7節 法面工

26-1-7-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工、柵工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

法面工については、第10編第1章第5節法面工の規定による。

なお、柵工については、第27編27-3-4-2柵工の規定による。

第8節 擁壁工

26-1-8-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、コンクリートブロック擁壁工、鋼製擁壁工、簡易鋼製擁壁工、木製土留工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

擁壁工については、第10編第1章第7節擁壁工の規定による。

なお、コンクリートブロック擁壁工については第3編3-2-5-3コンクリートブロック工、木製土留工については、第27編27-3-7-8木製土留工の規定による。

26-1-8-2 鋼製擁壁工

鋼製擁壁工については以下によるものとする。

- (1)受注者は主構フレームと底板フレームとの結合にあたっては、主構フレームのネコアングルの背面と底板フレームのアングルの背面が接するようにして、所定の位置への据付け後ボルトで結合しなくてはならない。
- (2)受注者は壁材の取付けにあたっては、中心部から両側に行うものとし、壁材わく金物の一端を主構ポストのフランジにかみ込ませ、次にエキスパンドメタル中心部を湾曲方向に押しながら、主構ポストの他端のフランジに片方のわく金物をはめ込まなければならない。
- (3)受注者は、壁材の取付け完了後、両わく金物のすき間にディスタンパーを入れ、片面より高力六角ボルトを通し、座金は1枚ずつわく金物外面に当て、強く締付けなければならない。
- (4)受注者は、主構ポスト頂部間を結合する笠木の取付けにあたっては、亜鉛メッキ普通ボルトを使用し、丁寧に締付けなければならない。

26-1-8-3 簡易鋼製擁壁工

簡易鋼製擁壁工については以下によるものとする。

- (1)受注者は、主構ポスト頂部間を結合する笠木の取付けにあたっては、亜鉛メッキ普通ボルトを使用し、丁寧に締付けなければならない。
- (2)受注者は据付けにあたっては、1段ごとに壁材を組立て、中詰め、裏込め及び埋戻しを行いながら順次各段ごとに立ち上げなければならない。
- (3)受注者は、中詰め、裏込め及び埋戻しにあたっては、特に材料を指定された場合のほかはできるだけ良質の材料を用いるものとし、特に壁材の周辺部、隅角部は、壁面に凹凸などを生じないよう均等に仕上げなければならない。

26-1-8-4 土のう積工

土のう積工については以下によるものとする。

- (1)受注者は、土のうについては、耐食性及び対候性を有するものを使用しなければならない。
- (2)受注者は土のうに入れる土砂について、草木、根株、その他腐植物、角の立った砂礫等を除かねばならない。

(3)受注者は、小杭を必要とするときは、土のうの中心を貫通して打込まなければならない

(4)受注者は、土のうの積み上げについては、特に指定されない限り小口を正面とし、背面に土、栗石等を盛立て、十分締固めながら所定の勾配に仕上げなければならない。

第9節 石・ブロック積（張）工

26-1-9-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これに類する工種について定める。

2. 適用規定

石・ブロック積（張）工については、第10編第1章第8節石・ブロック積（張）工の規定による。

第10節 カルバート工

26-1-10-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工、その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

カルバート工については、第10編第1章第9節カルバート工の規定による。

第11節 排水構造物工

26-1-11-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、排水構造物工として、作業土工、側溝工、横断工、管渠工、集水枿・マンホール工、地下排水工、現場打水路工、排水工（小段排水、縦排水）、コルゲートパイプ工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

排水構造物工については、第10編第1章第10節排水構造物工（小型水路工）の規定による。コルゲートパイプ工については、第3編3-2-3-29側溝工の規定による

26-1-11-2 横断工

横断工については以下によるものとする。

(1)受注者は横断溝の流下方向の地形や勾配に応じ、路面水等が自然流下する縦断勾配を設けなければならない。

(2)受注者は、本体と路面に段差が生じないように横断溝蓋を施工しなければならない。

(3)横断溝に付設する舗装は、第10編第2章第4節舗装工の規定による。

26-1-11-3 洗越工

洗越工については以下によるものとする。

(1)受注者は基礎部の施工に当たって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない

(2)受注者は、常水の流心位置が**設計図書**と異なる場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

(3)路面をコンクリート舗装する場合は、第10編第2章第4節舗装工の規定による。

(4)受注者は、洗越工の端部の施工に当たっては、路面となじみ良く仕上げなければならない。

26-1-11-4 呑口工及び吐口工

呑口工及び吐口工については以下によるものとする。

(1)受注者は呑口工及び吐口工の施工に当たり、根入れ各部の前面を十分に埋戻し、締固めなければならない。

(2)受注者は、背面の埋戻し又は盛土が溝きよの基礎となる箇所については、他の部分と同様に均等地盤支持力が得られるように十分に締固めなければならない。

(3)受注者は、翼壁形の呑・吐口工の前面埋戻しに当たり、背面の埋戻し又は盛土と同時に行為なければならない。

26-1-11-5 流木除け工及び土砂止め工

流木除け及び土砂止め工については以下によるものとする。

(1)受注者は流木除け工及び土砂止め工を、呑口工及び吐口工に準じて施工しなければならない。特に、袖の取付部は、前面、背面ともに十分埋戻し、締固めなければならない。

26-1-11-6 流末工

流末工については以下によるものとする。

(1)受注者は流末工に水叩工を設ける場合は、流下水の流心を基準として、接続する道路等になじみよく取付けなければならない。

第12節 落石雪害防止工

26-1-12-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防止柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

落石雪害防止工については、第10編第1章第11節落石雪害防止工の規定による。

第13節 防護柵工

26-1-13-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、防護柵工として作業土工、路側防護柵工、防止柵工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

防護柵工については、第10編第2章第8節防護柵工の規定による。

第14節 標識工

26-1-14-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これに類する工種について

定める。

2. 適用規定

標識工については、第10編第2章第9節標識工の規定による。

第15節 区画線工

26-1-15-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、区画線工として、区画線工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

区画線工については、第10編第2章第10節区画線工の規定による。

第16節 縁石工（アスカーブ）

26-1-16-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、縁石工として作業土工、縁石工（アスカーブ）その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

縁石工（アスカーブ）については、第10編第2章第6節縁石工の規定による。

第17節 道路付属施設工

26-1-17-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、道路付属施設工として、道路付属物工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

道路付属物工については、第3編3-2-3-10道路付属物工の規定による。

第2章 橋梁下部

第1節 適用

林道工事における橋梁下部の施工に当たっては、第10編第3章橋梁下部の規定による。

第3章 鋼橋上部

第1節 適用

林道工事における鋼橋上部の施工に当たっては、第10編第4章鋼橋上部の規定による。

第4章 コンクリート橋上部

第1節 適用

林道工事におけるコンクリート橋上部の施工に当たっては、第10編第5章コンクリート橋上部の規定による。

第5章 トンネル

第1節 適用

林道工事におけるトンネルの施工に当たっては、第10編第6章トンネル（N A T M）の規定による。